

## 工事関連業務委託に係る最低制限価格の運用について

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成 14 年政令第 55 号）が平成 14 年 3 月 25 日に公布・施行されたことを受けて、最低制限価格制度の対象となる契約の範囲を、測量・設計業務を含めた全ての請負契約にまで拡大された。

このため、測量・設計業務の委託契約については、人件費の占める割合が高く、著しく低い価格で落札した場合には、ダンピングのおそれが高く、また、契約内容の適正な履行が確保されないおそれも高くなること、このような場合に業者が契約期間の途中で契約の履行を放棄したときには、その結果として、発注機関の円滑な業務の遂行が妨げられ不測の損害を被ることになりかねないこと、さらに、ダンピングによって、入札制度が主旨とするところの健全な競争を阻害することも考えられることなどを踏まえ、当該業務を最低制限価格制度の対象とし最低制限価格は入札書比較価格（税抜予定価格）の  $2/3 \sim 8.5/10$  の範囲内で下記により算定（1 万円未満切捨て）する。

ただし、下記により算定された金額が入札書比較価格（税抜予定価格）の  $2/3$  を下回る時は  $2/3$ 、 $8.5/10$  を上回る時は  $8.5/10$  とし、最低制限価格算定の際の端数処理については、1 万円未満を切り上げ、 $8.5/10$  で設定する場合のみ切り捨てる。

業務委託事に伴い最低限必要な費用：P（最低制限価格）

### 1. 業務委託の区分

契約番号が **4 2 5 2** から始まるもの。

#### (1) 測量業務の最低制限価格

$$P = \text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 3/10$$

$$\text{諸経費} = \text{間接測量費} + \text{一般管理費等}$$

#### (2) 設計業務・用地調査業務・工損調査業務の最低制限価格（技術経費を使用しない積算）

$$P = \text{直接業務費} + (\text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 4/10$$

#### (3) 設計業務・用地調査業務・工損調査業務の最低制限価格（技術経費を使用する積算）

$$P = \text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 3/10 + \text{技術経費}$$

#### (4) 測量設計業務の最低制限価格（技術経費を使用しない積算）

$$P = \text{直接測量費} + \text{直接業務費} + (\text{諸経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 4/10$$

#### (5) 測量設計業務の最低制限価格（技術経費を使用する積算）

$$P = \text{直接測量費} + \text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 3/10 + \text{技術経費}$$

#### (6) 地質調査業務の最低制限価格

$$P = \text{純調査費} + \text{直接原価} + (\text{諸経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 2/10$$

#### (7) 工事関連業務以外の業務委託等に係る最低制限価格

$$P = \text{入札書比較価格（税抜予定価格）} \times 2/3$$

#### (8) その他の工事に係る最低制限価格

$$P = \text{計算式} \quad \text{その都度設定します。}$$